

スターツグループ http://www.starts.co.jp

2009年11月30日

~ 世代を超えた資産継承・形成のワンストップサービスを提供 ~

スターツ信託株式会社が「運用型信託会社」として 12月1日より営業を開始します。

スターツ信託株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:多田考司)は、2009年10月28日(水)に金融庁より信託業の免許を取得し、来る12月1日(火)より営業を開始いたします。取得した信託業免許は、お客様からお預かりした財産を、自主裁量で「管理・処分」することができる「運用型信託会社」の免許です。同時に、遺言執行・遺産整理業務も取り扱い、信託業と組み合わせることで、さまざまな資産継承に関する要望にも対応できるようになります。

賃貸住宅の経営環境は昨今の税制改正等により、専門的な知識や高度な経営判断が求められるように変化しつつあります。そのような時代背景の中、2004年に信託業法、2006年には信託法がそれぞれ約80年ぶりに改正され、銀行以外でも信託業を営むことができるようになりました。そこで、母体となるスターツコーポレーション株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:河野一孝)は、基幹事業でもある土地有効活用のトータルシステム(建築~募集~管理)のサービス充実化を図るため、信託会社を設立いたしました。

【スターツ信託(株)が扱う主な業務】

- 1. 土地信託
- 2. 不動産管理信託
- 3. 遺言作成·執行·遺産整理業務
- 4. 信託受益権仲介業務

スターツ信託(株)は、スターツグループが培ってきた「土地有効活用 / 入居募集・管理 / 資産継承」といったノウハウを活かし、従来の土地有効活用事業の領域に留まらない資産継承、財産の長期的管理機能が特徴です。取り扱う信託特有のスキームを活用することで、遺言執行や遺産分割協議を経ない資産継承や、遺言では効力のない数世代にわたる相続人の指定等、資産継承のサポートをしてまいります。そして、数世代先を見越した資産全体の継承計画の立案から、資産活用・対策の実施、相続時の遺産分割・納税代行、その後の継続信託と、相続や資産運用に関わるすべてにおいてワンストップサービスで管理し、世代を超えた資産継承をサポートしてまいります。

スターツ信託(株)による資産形成・継承プロセス

資産形成・継承の ご相談 現状分析・計画立案

継続した 資産継承後の 資産運用支援 (管理信託) (信託スキーム活用・ 遺言作成の検討)

スターツ信託

資産形成計画· 資産継承対策実施

(信託スキーム・ 不動産有効活用)

相続発生時の 資産継承 遺産処分・ 納税代行業務

√遺言執行・遺産分割・処分 相続税納税手続き) 計画実行後の 資産運用 管理の遂行

(各信託スキームの遂行)

各フェーズにおいて、 お客様の窓口は、 スターツ信託(株)で 完結します。

的確な判断と厳格な業務執行で、資産形成・資産継承にお応えします。



スターツ信託株式会社について

本社所在地:東京都中央区日本橋3丁目3番11号 第一中央ビル2F

代表 者:代表取締役社長 多田考司

設立年月日:2009年9月3日

従業員数:18名(2009年11月30日現在)

資 本 金:3億円

事業内容:不動産信託業務、信託受益権仲介業務、相続関連業務

<本リリースに関するお問い合わせ先>
スターツコーポレーション株式会社 広報:工藤 明子 E-mail:akiko.kudo@starts.co.jp
TEL:03・6202・0380(直) FAX:03・6202・0333

< スターツ信託(株)に関するお問い合わせ先 > スターツ信託株式会社 小谷野 宣明 E-mail:noriaki.koyano@starts.co.jp

TEL:03·6202·0116(直) FAX:03·6895·0555